

屋外広告物の

令和4年4月1日から

点検が義務となりました。

看板（屋外広告物）のルールを定めた「春日部市屋外広告物条例」及び「春日部市屋外広告物条例施行規則」が改正され、屋外広告物の点検が義務となりました。

改正の内容は下記のとおりとなりますので、御注意ください。

- ▶ 上端の高さが**地上から4m超**で、かつ**許可が必要**な屋外広告物
➔ **有資格者による点検が義務**となりました。
- ▶ 上端の高さが**地上から4m超**で、かつ**許可が不要**な屋外広告物
➔ **有資格者による点検が努力義務**となりました。
- ▶ 上記以外の屋外広告物
➔ **点検が義務**となりました。（点検者の指定はありません）

※はり紙や立看板などの簡易なもの、法令の規定により点検が義務付けられているものは除きます。

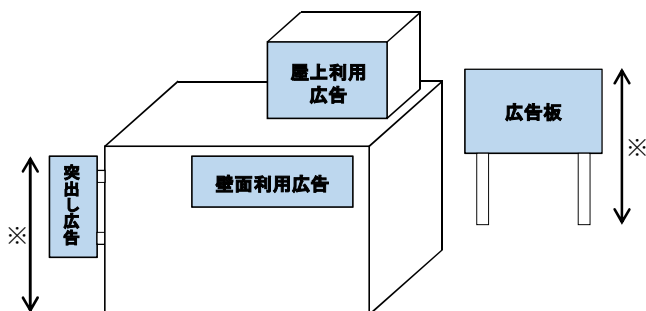
有資格者とは？

屋外広告士、屋外広告物講習会修了者、
屋外広告物点検技能講習修了者等

点検対象は？

建物を利用した広告物（壁面利用広告、屋上利用広告、突出し広告）、建物から独立した広告物（広告板、広告塔）等、**全ての屋外広告物**

（はり紙、立て看板等簡易な屋外広告物及び法令の規定により点検が義務付けられている屋外広告物等を除く）



※上端の高さが4m超の場合は、有資格者による点検が義務（または努力義務）となりました。

屋外広告物の所有者・占有者も

管理が義務となりました。

これまでの、屋外広告物の表示者・設置者・管理者に加え、所有者・占有者の方についても屋外広告物の管理が義務となりました。

良好な状態が保たれるよう、適切な日常管理を行ってください。

表示者…広告物を出す者（広告主、広告主の依頼を受けて表示する広告業者など）

設置者…掲出物件を工事又は設置する者（掲出物件を設置する広告業者、自ら設置する者など）

管理者…所有者や占有者の依頼を受けて広告物や掲出物の維持管理を行う者（広告業者など）

所有者…広告物または掲出物件そのものを所有する者（掲出物件（アドバルーン等）のレンタル業者など）

占有者…広告物に表示された者（広告物に掲載された企業など）

詳しくは、春日部市のホームページを御覧いただくか、下記までお問い合わせください。

春日部市 屋外広告物条例

